

## 東京税関から AEO 制度に基づく「特定輸出者」の承認取得

TDK ラムダ株式会社は、2017年3月9日付けで、AEO 制度※に基づく「特定輸出者」の承認を東京税関から取得し、2017年4月11日の授与式において「特定輸出者承認書」を受領しました。

弊社は、海外子会社と共に、グループとして米国税関が導入する C-TPAT、世界税関機構がガイドラインを定めた各国 AEO 取得を進めてまいりました。このたびの「特定輸出者」の承認取得は、弊社が行っている輸出関連業務において、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスへの取り組みが認められた証です。今後は、国際貿易のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者として、国際標準にのっとり、手続きの迅速化などの優遇措置を受けることが可能になります。

弊社では、特に物流センターからの製品出荷を中心とした貨物のセキュリティ強化に取り組んできました。そして、輸出貨物だけではなく、国内のお客様向けの貨物についても同じセキュリティ管理を行っております。これからはさらに全社レベルで、適正な貨物管理の徹底と社員のセキュリティ意識の向上を図る継続的な取り組みを行ってまいります。

-----

### ※AEO (Authorized Economic Operator) 制度：

国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、日本の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。WCO (世界税関機構) が採択した SAFE「基準の枠組み」において AEO 制度の導入・構築の指針が定められており、日本の AEO 制度は、その指針に沿ったものとなっています。平成 18 年 3 月に輸出者を対象に導入された AEO 制度は、その対象を輸入者 (平成 19 年 4 月)、倉庫業者 (平成 19 年 10 月)、通関業者・運送者 (平成 20 年 4 月)、製造者 (平成 21 年 7 月) に広げ、制度の拡大に努めているほか、AEO 事業者に対する利便性の向上などの制度改善を随時行っています。

(補足) 税関 HP：<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

